

令和7年度 保育所・認定こども園等の入所のご案内



《お問い合わせ先》
会津若松市役所 こども保育課（本庁舎2階）
〒965-0871 会津若松市東栄町3番46号
TEL 0242-39-1239



一斉受付期間

希望する利用開始時期	申込受付期間
令和7年度 (令和7年4月～令和8年3月)	令和6年10月1日（火）から令和6年12月6日（金）まで

随時受付期間

希望する利用開始月	申込期間
令和7年4月	令和6年12月9日（月） ～ 令和7年2月3日（月）
令和7年5月	令和7年3月3日（月） ～ 令和7年4月1日（火）
令和7年6月	令和7年4月2日（水） ～ 令和7年5月1日（木）
令和7年7月	令和7年5月2日（金） ～ 令和7年6月2日（月）
令和7年8月	令和7年6月3日（火） ～ 令和7年7月1日（火）
令和7年9月	令和7年7月2日（水） ～ 令和7年8月1日（金）
令和7年10月	令和7年8月4日（月） ～ 令和7年9月1日（月）
令和7年11月	令和7年9月2日（火） ～ 令和7年10月1日（水）
令和7年12月	令和7年10月2日（木） ～ 令和7年11月4日（火）
令和8年1月	令和7年11月5日（水） ～ 令和7年12月1日（月）
令和8年2月	令和7年12月2日（火） ～ 令和8年1月5日（月）
令和8年3月	令和7年12月2日（火） ～ 令和8年1月5日（月）

郵送の場合、締切日必着です。

いかなる事情であっても、締切日を過ぎた場合次回締切日以降の申請となりますので、期日に余裕をもってお申込みください。

※入所日は、ならし保育も含めた日になります。

目 次

◎保育所・認定こども園等について

○幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育とは	1
○施設一覧	2
保育所・保育園	2
認定こども園 保育部分	3
地域型保育	4
幼稚園	4
認定こども園 教育部分	5

◎利用開始までについて

○教育・保育給付認定を受ける必要があります	6
認定申請ができる方	6
1号認定について	6
2・3号認定について	7
○利用までの流れ	8
○マイナンバー確認書類について	9
○令和7年度クラス年齢表	9
○利用申込に必要な書類	10
○留意事項	12

◎保育料について

◎利用開始後について

◎その他

○その他の保育サービス	16
○各種保育サービスの実施施設一覧	17
○認可外保育施設一覧	18
○よくある質問	18
○記入例	20

【申請書類の配布場所】

こども保育課、各保育施設

※ 市ホームページからダウンロードすることも出来ます

【申込先】

保育所、地域型保育施設入所希望→こども保育課

認定こども園（保育部分）入所希望→各認定こども園、こども保育課

【受付時間】

こども保育課→8：30～17：00

認定こども園→各認定こども園へお問い合わせください

◎保育所・認定こども園等について

○幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育とは

施設・事業の種類	説明	利用時間
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。	朝～昼すぎ
保育所・保育園	保護者が仕事などの理由で、日中、家庭で保育できない状態にある児童を保護者に代わって保育する施設です。	朝～夕方
認定こども園	幼稚園機能と保育所機能の両方をもつ、教育と保育を一体的に提供する施設です。	幼稚園機能 朝～昼すぎ
		保育所機能 朝～夕方
地域型保育	0歳児～2歳児を対象とした、小規模（19人以下）の保育事業です。 以下の4つの分類があります。 1「家庭的保育」 家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。 2「小規模保育（A、B、C型）」 少人数（定員6から19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。 3「居宅訪問型保育」 保護者の自宅で1対1で保育を行います。 ※会津若松市に「居宅訪問型保育」の事業者はありません。 4「事業所内保育」 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもの一緒に保育します。	朝～夕方



○施設一覧

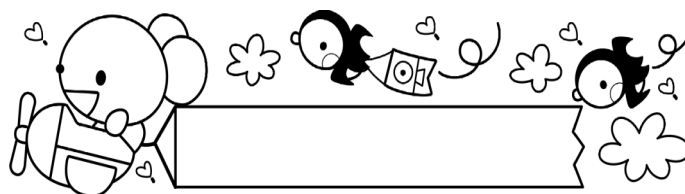
保育所・保育園

認可保育所名		住 所	電話番号	入所可能 年 齢	利用 定員	保 育 短時間	保育標 準時間	延長保育 時間	土曜 開所
公 立	中央保育所	花春町 2-1	27-3370	8 週 ～ 5 歳児	100	9 : 00 ～ 17 : 00			○
	広田保育所※	河東町広田字横堀 15	75-2155	3 か月 ～ 5 歳児	140				○
私 立	若松第一保育園	日新町 16-36	27-9271		110	8 : 00 ～ 16 : 00	7 : 00 ～ 18 : 00	○	
	若松第三保育園	城前 9-6	27-1479		150			○	
	のぞみ保育園	中町 3-20	26-3555		110			○	
	つるが保育園	居合町 8-48	24-6334		150	18 : 00 ～ 19 : 00	○		
	門田報徳保育園	門田町中野屋敷 191-3	26-3144		120		○		
	会津報徳保育園	材木町一丁目 3-15	27-2805		90		○		
	面川報徳保育園	門田町面川館堀 74	28-0216		45		○		
	すくすく園	東千石二丁目 4-15	28-4131		70		○		

※令和 8 年 4 月より民間法人の運営による幼保連携型認定こども園へ移行予定

(○…毎週土曜開所)

お近くの施設をインターネットで検索できる
「ここ de サーチ」をぜひご活用ください！



○施設一覧

認定こども園 保育部分

認定こども園名	住 所	電話番号	入所可 能年齢	利用 定員 (2・3 号)	保育短 時間	保育標準 時間	延長保育 時間	土曜 開所
みなみ若葉こども園	門田町日吉小金井 63	27-8611	満1歳 ～ 5歳児	175	8:00～ 16:00	8:00～ 19:00	7:30～ 8:00 前30分間	○
あいづ若葉こども園	湯川町 3-74	27-5195	6か月 ～ 5歳児	120	8:00～ 16:00	8:00～ 19:00	7:30～ 8:00 前30分間	○
すがわら若葉こども園	柳原町四丁目 5-20	26-2384		84	8:00～ 16:00	8:00～ 19:00	7:30～ 8:00 前30分間	○
会津慈光こども園	宝町 2-16	27-3942	満1歳 ～ 5歳児	138	8:30～ 16:30	7:00～ 18:00	18:00～ 19:00 後1時間	○
慈光第二こども園	東年貢二丁目 7-3	27-3114		120	8:30～ 16:30	7:00～ 18:00	18:00～ 19:00 後1時間	○
認定こども園子どもの森	一箕町亀賀北柳原 42-1	22-3463	満1歳 ～ 5歳児	130	8:30～ 16:30	7:00～ 18:00	18:00～ 19:00 後1時間	○
認定こども園 えのき 榎の木	千石町 8-16	32-6386		80	8:30～ 16:30	7:00～ 18:00	18:00～ 19:00 後1時間	○
認定こども園 北会津こどもの村幼保園	北会津町中荒井山道 4-1	23-8585	3か月 ～ 5歳児	160	8:30～ 16:30	7:00～ 18:00	18:00～ 19:00 後1時間	○
幼 保 連 携 型	認定こども園 若松第二幼稚園 星の子ランド	27-1608 ——— 36-7081	満1歳 ～ 5歳児	80	8:30～ 16:30	7:00～ 18:00	18:00～ 19:00 後1時間	○
	認定こども園 若松第三幼稚園	27-2747		60	8:30～ 16:30	7:00～ 18:00	18:00～ 19:00 後1時間	○
	南町こども園	南花畑 2-7	3か月 ～ 5歳児	90	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	18:00～ 19:00 後1時間	○
	どんぐり山こども園	門田町黒岩大坪 68-1	3か月 ～ 5歳児	90	8:30～ 16:30	7:00～ 18:00	18:00～ 19:00 後1時間	○
	認定こども園 こぼとらんど	町北町上荒久田石尻 107	3か月 ～ 5歳児	85	8:30～ 16:30	7:30～ 18:30	7:00～ 19:00 前後 30分間	○
	とうみょう子ども園	大町二丁目 1-45	10か月 ～ 5歳児	110	8:30～ 16:30	7:30～ 18:30	保育標準時 間内の延長 保育のみ	○
	ザベリオ学園こども園	西栄町 1-52	10か月 ～ 5歳児	90	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	18:00～ 19:00 後1時間	○
	やまがみらいこども園	山鹿町 4-37	3か月 ～ 5歳児	130	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	18:00～ 19:00 後1時間	○
	あいづ博愛こども園	本町 8-40	3か月 ～ 5歳児	70	8:30～ 16:30	7:00～ 18:00	18:00～ 19:00 後1時間	○
	こぼうしこども園	滝沢町 4-26	3か月 ～ 5歳児	120	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	18:00～ 19:00 後1時間	○
	リトルスターこども園	インター西 68	3か月 ～ 5歳児	60	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	18:00～ 19:00 後1時間	○

※令和7年度より若松第一幼稚園は休園

(○…毎週土曜開所)

○施設一覧

地域型保育

地域型保育 事業者名		住 所	電話番号	入所可 能年齢	利用 定員	保育 短時間	保育標準 時間	延長保育 時間	土曜開所
小 規 模	ロータス保育園	金川町 3-18	85-6893	3 か月 ～ 2 歳児	19	9 : 00 ～ 17 : 00	7 : 00 ～ 18 : 00	18 : 00 ～ 19 : 00 後 1 時間	○
	ベビーハウス ミッキー	滝沢町 2-43	36-7456		19	9 : 00 ～ 17 : 00			○
	まな児遊園 門田ルーム	飯寺南二丁目 3-4	93-9039		15	8 : 00 ～ 16 : 00			○
	まな児遊園 幸くるルーム	真宮新町南四丁目 100	58-0113		11				○
事業 所内	さくらんぼ保育園	米代二丁目 1-10	23-7223		26 ※2	8 : 30 ～ 16 : 30			○
家庭 的	ムーミンベビー &チャイルドルーム	城西町 4-50	29-3989		5				○
	マウントベビーハウス	緑町 8-4	26-2132		5				○

※2 うち地域枠定員 16

(○…毎週土曜開所)

幼稚園

幼稚園名		住 所	電話番号	入所可 能年齢	利用 定員	教育標準 時間	預かり保育時間		土曜の 預かり 保育
私立	若松聖愛幼稚園	馬場町 3-8	22-1777	満 3 歳 ～ 5 歳児	25	8 : 30～ 14 : 00	7 : 30～ 8 : 30 前 1 時間	14 : 00～ 18 : 30 後 4.5 時間	第 1、 3、5 週 のみ
公立	河東第三幼稚園	河東町熊野堂字高館 175	75-2976		50	8 : 30～ 14 : 00	7 : 30～ 8 : 30 前 1 時間	14 : 00～ 17 : 00 後 3 時間	—

○施設一覧

認定こども園 教育部分

認定こども園名		住 所	電話番号	入所 可能 年齢	利用 定員 (1号)	教育標 準時間	預かり保育時間		土曜の 預かり 保育
幼 保 連 携 型	みなみ若葉こども園	門田町日吉小金井 63	27-8611	満3歳 ～ 5歳児	45	8:00～ 14:00	7:30～ 8:00 前30分間	14:00～ 19:00 後5時間	○
	あいづ若葉こども園	湯川町 3-74	27-5195		35	8:00～ 14:00	7:30～ 8:00 前30分間	14:00～ 19:00 後5時間	○
	すがわら若葉こども園	柳原町四丁目 5-20	26-2384		34	8:00～ 14:00	7:30～ 8:00 前30分間	14:00～ 19:00 後5時間	○
	会津慈光こども園	宝町 2-16	27-3942		60	8:30～ 14:00	7:00～ 8:30 前1.5時間	14:00～ 19:00 後5時間	○
	慈光第二こども園	東年貢二丁目 7-3	27-3114		45	8:30～ 14:00	7:00～ 8:30 前1.5時間	14:00～ 19:00 後5時間	○
	認定こども園子どもの森	一箕町亀賀北柳原 42-1	22-3463		45	8:30～ 14:00	7:00～ 8:30 前1.5時間	14:00～ 19:00 後5時間	○
	認定こども園 えのき 榎の木	千石町 8-16	32-6386		35	8:30～ 14:00	7:00～ 8:30 前1.5時間	14:00～ 19:00 後5時間	○
	認定こども園 北会津こどもの村幼保園	北会津町中荒井山道 4-1	23-8585		25	8:30～ 14:00	7:00～ 8:30 前1.5時間	14:00～ 19:00 後5時間	○
	認定こども園 若松第二幼稚園	日新町 8-26	27-1608		15	8:30～ 14:00	7:00～ 8:30 前1.5時間	14:00～ 19:00 後5時間	○
	認定こども園 若松第三幼稚園	湯川町 3-53	27-2747		25	8:30～ 14:00	7:00～ 8:30 前1.5時間	14:00～ 19:00 後5時間	○
	南町こども園	南花畑 2-7	27-1965		10	8:30～ 14:00	7:00～ 8:30 前1.5時間	14:00～ 18:00 後4時間	○
	どんぐり山こども園	門田町黒岩大坪 68-1	28-0772		10	8:30～ 14:00	7:00～ 8:30 前1.5時間	14:00～ 18:00 後4時間	○
	認定こども園こぼらんど	町北町上荒久田石尻 107	24-5810		75	8:00～ 14:00	7:30～ 8:00 前30分間	14:00～ 19:00 後5時間	○
	とうみょう子ども園	大町二丁目 1-45	25-3636		15	8:30～ 14:00	7:30～ 8:30 前1時間	14:00～ 18:30 後4.5時間	○
	ザベリオ学園こども園	西栄町 1-52	28-1514		60	8:30～ 14:00	7:00～ 8:30 前1.5時間	14:00～ 19:00 後5時間	○
	やまがみらいこども園	山鹿町 4-37	27-1647		10	8:00～ 14:00	7:00～ 8:00 前1時間	14:00～ 18:00 後4時間	○
	あいづ博愛こども園	本町 8-40	27-3636		10	8:30～ 14:00	7:30～ 8:30 前1時間	14:00～ 18:00 後4時間	○
	こぼうしこども園	滝沢町 4-26	24-9272		7	8:30～ 14:00	7:30～ 8:30 前1時間	14:00～ 18:00 後4時間	○

※令和7年度より若松第一幼稚園は休園

(○…毎週土曜開所)

◎利用開始までについて

○教育・保育給付認定を受ける必要があります

教育・保育施設を利用するためには、子どもの年齢、保育の必要性の有無に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。認定の区分によって利用できる施設や時間が変わります。なお、1号認定と2号認定の両方の認定を受けることはできません。

認定区分	年齢	利用施設	保育の必要性の有無	利用時間
1号認定	満3歳以上	幼稚園 認定こども園	無 (教育)	朝～昼すぎ
2号認定	満3歳以上	保育所 認定こども園	有 (保育)	朝～夕方
3号認定	満3歳未満	保育所 認定こども園 地域型保育	有 (保育)	朝～夕方

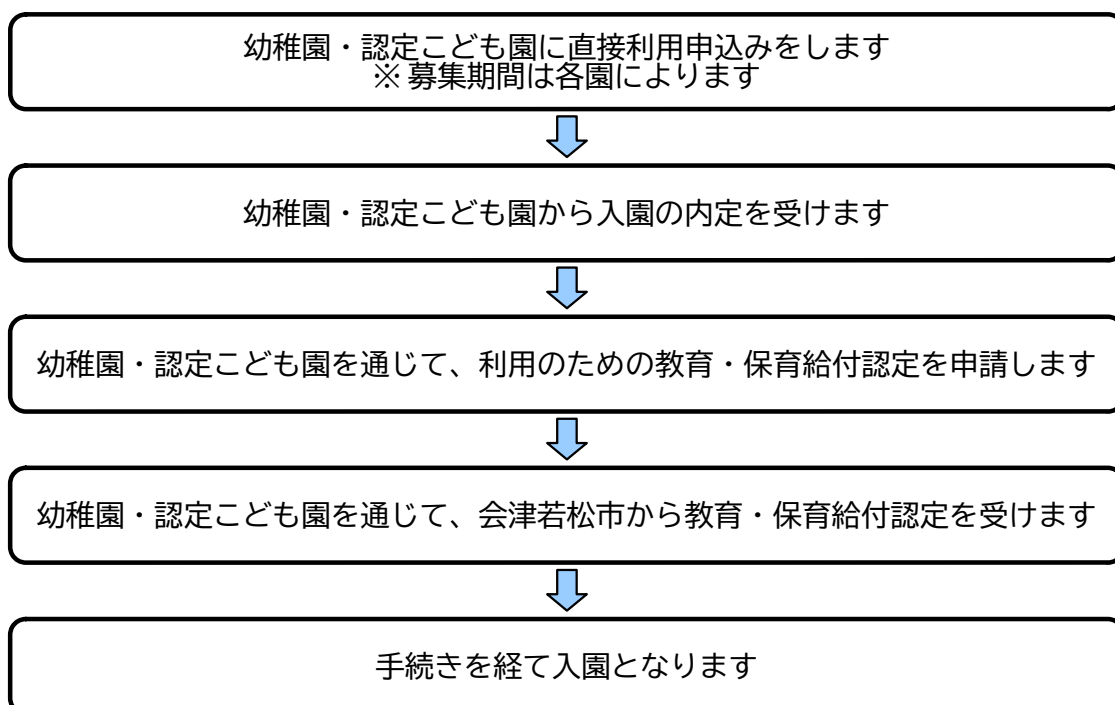
利用申込・認定申請ができる方

- ・保護者と児童が会津若松市の市民（会津若松市に住民登録している方）
- ・保護者と児童が転入予定者
※入所日前までに転入および転入手続きをすることが条件です。入所内定または決定後であっても、入所日前までに手続きがされない場合、入所内定または決定は取消となります。
- ・原発避難者特例法に基づく避難住民については、会津若松市民と同様に取り扱います

1号認定（教育認定）について

教育・保育給付認定1号認定は、入園内定後に手続きし、支給認定証が交付されます。教育時間のほかに預かり保育（別料金）を利用することができます。教育時間については、施設一覧をご確認ください。

1号認定を受けて施設を利用する際は、次のような流れになります。



2・3号認定（保育認定）について

教育・保育給付認定2・3号認定は、保護者それぞれが次のいずれかの事由に該当することが条件となります。また、事由によって認定期間や保育必要量（保育時間）が異なります。保育時間については施設一覧（P2）をご覧ください。

保護者の状況	保育の必要性の事由	保育必要量 （保育時間）	支給認定の有効期間
働いている方	保護者が家庭内外で仕事をしている場合 ※標準時間…週30時間以上かつ月120時間以上 ※短時間…月64時間以上	保育標準時間 保育短時間	最長3年間 （就学前まで）
妊娠・出産	母親が妊娠・出産前後で安静が必要な場合	保育標準時間 保育短時間	出産日予定日から 前6週間、後8週間を 経過する日の翌日が 属する月の末日まで ※妊娠・出産を理由 に入所された方につ いては、認定の有効 期間が終了次第、 一旦退所となります。
保護者の疾病等	保護者が、病気、負傷又は心身に障がいがある場合	保育標準時間 保育短時間	最長3年間 （就学前まで）
同居親族の介護等	同居親族（長期間入院等している親族を含む。）を常時介護又は看護している場合	保育標準時間 保育短時間	最長3年間 （就学前まで）
災害復旧への従事	火災、風水害、地震等の災害の復旧に当たっている場合	保育標準時間 保育短時間	最長3年間 （就学前まで）
求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合	保育短時間	最長90日が経過 する日が属する月の 末日まで
職業訓練等	保護者が学校、職業訓練校又は専修学校等に通学している場合（自動車学校、自宅学習や趣味の講座・カルチャーセンターは不可） ※標準時間と短時間は働いている方を参照	保育標準時間 保育短時間	卒業・修了予定日 が属する月の末日 まで
児童虐待・DV	児童虐待（おそれも含む。）又は配偶者からの暴力	保育標準時間	最長3年間 （就学前まで）
育児休業	育児休業時に、既に保育施設に入所している児童が引き続き利用する必要がある場合のみ	保育標準時間 保育短時間	育児休業の期間
その他	上記の状態に類する場合	申請内容による	必要と認める期間

○利用までの流れ

準備

㊟書類準備

締め切り日を確認し、期日に余裕をもってご準備ください。

申請

㊟教育・保育給付認定申請 兼 保育施設利用申込

書類不備や記入漏れなどがあると、受付出来ないことがあります。また、再提出いただくことや入所調整に影響を及ぼすこともあります。そのため、必要な書類がすべてそろっているか、申込前によくご確認ください。

認定・審査

㊟保育認定と入所審査

提出書類を審査の上、保育認定を行います。認定後、保育を必要とする状況の高い児童から入所審査と調整を行います。入所の調整は入所基準に基づき、保育を必要とする状況の高い児童から、施設の受入可能児童数に応じ行い、入所を決定いたします。入所調整は受付期間終了時点の状況で行います。なお、随時受付の申込は、一斉受付後の空き状況により調整します。

入所保留 待機

入所承諾

㊟支給認定証の交付と入所承諾・入所保留の通知

支給認定証の交付時期

入所希望月の前月下旬頃に交付します

入所可否の通知時期と通知方法

一斉受付分：2月中旬までに発送予定（郵送）

随時受付分：入所希望月の前月中旬頃に電話または郵送で通知予定

㊟入所保留になった場合

令和8年3月までは待機扱いとなり、希望する保育施設に欠員が出るたびに選考をし、入所可能な場合はお知らせします。ただし、保育認定の有効期間が切れると待機扱いの対象外となります。

面談・説明

㊟保育施設での面談と入所説明

内定決定後、保育施設にて面談と入所後の生活や持ち物等の説明を行います。入所予定施設より連絡がありますので、お子様と一緒に施設へ登所してください。入所月によっては、保護者から施設に連絡していただくこともあります。

入所

㊟ならし保育と通常保育

児童を集団生活に順応させるため、保育時間を短縮した「ならし保育」を実施し、保護者の仕事開始日に合わせて通常保育に移行します。

※入所内定または決定後、保育を必要とする事由など、申請書類の内容と事実が異なることが判明した場合、入所内定または決定を取り消すことがあります。また、転出や退職によって認定内容に変更が生じた場合も、入所内定または決定を取り消すことがあります。

○マイナンバー(個人番号)の確認書類、申請人の本人確認書類について

(1) 申請人本人が提出する場合

郵送の場合は、①と②の確認書類の写しを同封してください。

確認の項目	①個人番号の確認	②申請人(代理人)の本人確認
確認対象者	申請する児童及びその保護者(父母両方)	申請に来庁する方(代理人を含む)
確認書類	以下から1点を提示 ○個人番号カード ○通知カード (通知カードは、記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り使用できます。個人番号通知書は、個人番号を証明する書類として使用できません。	顔写真付身分証明書(以下から1点を提示) ○個人番号カード ○住基カード ○運転免許証、運転経歴証明書 ○パスポート ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ○在留カード、特別永住者証明書 ○官公署から発行・発給された書類等
		身分証明書(以下から2点を提示) ○住基カード(顔写真無) ○公的医療保険の被保険者証 ○年金手帳 ○児童扶養手当証書 ○特別児童扶養手当証書 ○官公署から発行・発給された書類等

(2) 代理人(申請人本人以外)が提出する場合

代理人が別居家族や第三者の場合は、委任状などが必要になります。

詳しくは、こども保育課に問い合わせください。

○令和7年度 クラス年齢表

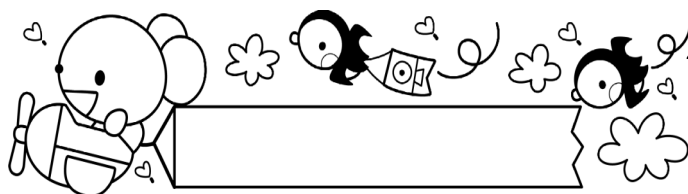
クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和7年4月2日～令和8年4月1日
0歳児クラス	令和6年4月2日～令和7年4月1日
1歳児クラス	令和5年4月2日～令和6年4月1日
2歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日
3歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日
4歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日
5歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日

利用申込に必要な書類

チェック	全 員 必 要
☐	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
☐	健康・家族状況等申告書（別表）
父 ☐	保育の必要性を証する書類 ※父母それぞれ必要です。 ①就労している方(又は復職予定の方) 就労証明書（所定様式） ※追加で雇用契約書や開業届の写し、シフト表を提出していただく場合があります。 ②求職活動中の方 離職証明書の写し、求職活動申立書（所定様式）、ハローワークの相談記録等のいずれか ③妊娠・出産の方 母子手帳の写し（父母の氏名及び分娩予定日が記載されているページ） ※ただし、出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）以前に入所を希望する場合は、医師の診断書の提出が必要です。
母 ☐	④学校に在学中（入学予定）の方 在学証明書と時間割表 ⑤親族の介護・看護をしている方 医師の診断書、身体障害者手帳の写し、介護休業証明書等 ※診断書には<u>疾病の治療等に要する期間と保護者がお子様を家庭で保育することが困難である旨の記載</u>が必要です。 ⑥病気・身体に障がいのある方 医師の診断書、身体障害者手帳の写し等 ※診断書には<u>疾病の治療等に要する期間と保護者がお子様を家庭で保育することが困難である旨の記載</u>が必要です。
☐	入所を希望する児童と、その父母のマイナンバー(個人番号)確認書類 ※コピー不可
☐	申請人の本人確認書類 ※コピー不可

【 注 意 】

- ・申し込み児童1人につき1枚の提出が必要となります。
- ・兄弟姉妹で同時申込みの場合は、就労証明書などの証明書類は原本1部で結構です。
- ・証明書類は最新のものを提出してください。
- ・一度提出していただいた添付書類は返却いたしません。
- ・申請書類に不正（虚偽）があった場合は、認定及び入所を取り消します。



申請書ダウンロードは
こちらから



利用申込に必要な書類

チェック	該 当 者 の み 必 要	
	必 要 な 書 類	該 当 者
☐	課税額等が確認できる書類 ※父母それぞれ必要です。 4～8月入所の場合は、令和6年度（令和5年分所得） 9～3月入所の場合は、令和7年度（令和6年分所得） （例） 市区町村が発行する「所得・課税（非課税）・控除証明書」 「特別徴収税額の決定通知書」	令和6年1月1日現在、 他市区町村に住所を置いていた方 （入所日前までに本市に転入予定かつ、申請書にマイナンバー記載の方は不要）
☐	住民票	保育施設へ入所後、単身赴任や原発避難、離婚協議中などで他市町村に住所を置く方
☐	ひとり親家庭 児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭医療費受給者資格証の写し、 父母の離婚又は死別が分かる戸籍謄本等のいずれか ----- ひとり親家庭に準ずる場合 離婚裁判中又は離婚調停中であることを証する書類 別居かつ離婚協議中の場合は申立書（所定様式）のいずれか	ひとり親世帯等
☐	生活保護受給証明書 （市役所地域福祉課で交付してもらってください）	生活保護受給者
☐	その方の障害者手帳等の写し	同居家族に障がい者がいる場合
☐	特別児童扶養手当証書の写し、療育手帳の写し、 身体障害者手帳の写し、医師の診断書等のいずれか	入所を希望する児童に障がい等がある場合
☐	母子手帳の写し （父母の氏名及び分娩予定日が記載されているページ）	現在妊娠中かつ、職場復帰で入所を希望する場合
☐	原発避難者特例法に係る本人確認シート	原発避難者
☐	きょうだい同時申込の条件選択シート	きょうだい同時に申込をする場合

○留意事項

各施設によって入所できる年齢が異なります

ならし保育を含め、利用開始日までに受入対象年齢に達している必要があります。希望する施設の入所可能年齢を施設一覧（P 2～）でご確認ください。

希望順位について

- ・ 保護者が利用を希望する保育施設の順番でご記入ください。ただし、第一希望であっても入所選考の優先順位が上がるといえることはありません。
- ・ 希望施設は、必ず通える範囲で記入し、利用を希望しない施設については記入しないでください。

保育施設の休日について

- ・ 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）は、休所となります。ただし、私立保育所、認定こども園、地域型保育では異なることがあります。
- ・ その他、市長が特に必要と認めた場合は、臨時に休所することがあります。

入園料等について

- ・ 認定こども園では、施設によって入園料を徴収する場合があります。金額については、直接、各施設にお問い合わせください。
- ・ 認定こども園の1号認定・2号認定は、各施設の制服着用となります。なお、制服がない施設もあります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

給食について

- ・ 2歳児以下は完全給食です。
- ・ 3歳児以上は副食とおやつのみですので、基本、主食は家庭で用意してください。施設によっては、主食を別途料金で用意する場合があります。
- ・ アレルギー等で食事制限の必要なお子様については、医師の指示書に基づいての除去食となりますので、面接時に入所施設へ必ず申し出てください。なお、アレルギーの程度により対応できない場合もありますので、あらかじめ各施設に確認してください。

求職活動中の方

- ・ 求職活動を事由とした認定の有効期間は最長90日が経過する日が属する月の末日までです。
- ・ 入所後は、原則として教育・保育給付認定の有効期間の最終月の20日までに就労し、支給認定証と就労証明書を添えて、教育・保育給付認定の変更認定の申請手続きを行ってください。期限内に手続きを行わないと継続入所できません。

障がいのある児童、または、障がいの疑いのある児童の入所

- ・ 保育の必要性の事由に該当し、障がい、または、障がいの疑いがあるが、集団保育が可能で、かつ、日々通所できる児童は受け入れが可能です。ただし、入所調整を行うため、施設の空き状況により、入所保留となることはあります。
- ・ 障がいのある児童、または、言葉や身体発達に不安をお持ちの場合は、申し込み時にこども保育課にご相談ください。
- ・ 児童の入所にあたり、事前に発達の状況や生活習慣の自立具合等を確認する体験入所等が必要となりますので、申し込みに際しましては、一斉受付期間、または入所希望月の2か月前には申し込みをしてください。
※特別児童扶養手当証書・療育手帳・身体障害者手帳をすでにお持ちの場合は、申請の際に持参してください。

会津若松市民でない方が市内の保育施設を利用したい場合

市民でない方の入所（勤務先が会津若松市の方、里帰り出産等）につきましては、お住まいの市区町村の保育担当課へお問い合わせください。保護者と児童の住所地である市区町村と会津若松市との事前協議が必要です。

◎保育料について

1. 3歳児(教育・保育給付認定1号認定は満3歳)から5歳児の全世帯と0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の利用者負担額が無償となります。
2. 利用者負担額は、「認定こども園」「地域型保育事業所」に通所する児童の場合は、各事業所に直接納入し、「保育所」に通所する児童の場合は、市に納入していただきます。
(納入方法や時期に関しては、それぞれに後日お知らせします。)
3. 利用者負担額における年齢区分は、年度初日の前日の満年齢が基準となります。
4. 階層区分は、児童の父母(必要に応じて父母以外の家計主宰者)の個人住民税(市町村民税)の所得割の合算額で決定します。
5. 児童の父母以外の者を家計主宰者と認定する場合は、原則として以下の条件に該当する場合です。
 - ①父母の収入額が、ひとり親の場合は103万円、ふたり親の場合は合計206万円に満たない場合
 - ②父母または児童を地方税法上、扶養親族としている場合
6. 世帯員の離婚、婚姻、死亡等の異動があったときは、原則として異動日の翌月(異動日が月の初日の場合は、その月)から世帯変更の認定をします。
7. 毎年9月が利用者負担額の切り替え時期となり、4月から8月分は前年度の課税額を、9月から翌年3月までは今年度の課税額をもとに決定します。
○税額に寄付金控除や、住宅借入金等特別控除などの税額控除がある場合は、控除前の額によります。
○他市町村で課税された方や、未申告等の方など税額が確認できない場合は、一旦最高階層で認定し、課税額を確認できる資料を提出いただいた段階で見直しを行います。
8. 利用者負担額決定後に税額の変更があった場合は、利用者負担額が変更となる場合があるので、変更後の金額がわかる書類を提示し、申し出てください。
9. 同世帯内の18歳未満の兄弟を基準に、入所する児童が第2子の場合は「半額」、第3子以降の場合は「無料」になります。(市民税非課税世帯:第2階層の第2子の場合は無料)
ただし、年収約360万円未満相当世帯(2・3号認定:所得割額57,700円未満)は、年齢基準要件が撤廃され、同世帯内にいる兄弟からカウントされます。また、上記世帯かつひとり親等世帯に該当する場合は、第1子「半額」、第2子以降「無料」となり、さらに金額の上限が、9,000円(短時間8,800円)となります。
10. 世帯の収入が災害や世帯員の疾病、失業等により著しく減少したときは、利用者負担額の減免措置がありますのでご相談ください。

○教育・保育給付認定1号認定利用者負担額(教育標準時間)

単位:円

年齢	利用者負担額
満3歳～5歳児	0(無償)

○教育・保育給付認定2号認定利用者負担額(保育標準時間・保育短時間)

単位:円

年齢	利用者負担額	
	保育標準時間	保育短時間
3歳児～5歳児	0(無償)	

○教育・保育給付認定2・3号利用者負担額（保育標準時間・保育短時間）

単位：円

各月初日の教育・保育給付認定子どもの 属する世帯の階層区分		3歳未満児の利用者負担額	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	市町村民税が均等割のみ 課税されている世帯	17,000	16,700
第4階層	市町村民税所得割課税額が 48,600円未満である世帯	19,500	19,100
第5階層	市町村民税所得割課税額が 66,000円未満である世帯	23,000	22,600
第6階層	市町村民税所得割課税額が 78,000円未満である世帯	27,000	26,500
第7階層	市町村民税所得割課税額が 97,000円未満である世帯	30,000	29,400
第8階層	市町村民税所得割課税額が 116,000円未満である世帯	34,000	33,400
第9階層	市町村民税所得割課税額が 142,000円未満である世帯	39,000	38,300
第10階層	市町村民税所得割課税額が 169,000円未満である世帯	42,000	41,200
第11階層	市町村民税所得割課税額が 216,000円未満である世帯	48,000	47,100
第12階層	市町村民税所得割課税額が 280,000円未満である世帯	54,000	53,000
第13階層	市町村民税所得割課税額が 301,000円未満である世帯	58,000	57,000
第14階層	市町村民税所得割課税額が 397,000円未満である世帯	62,000	60,900
第15階層	市町村民税所得割課税額が 529,000円未満である世帯	66,000	64,800
第16階層	市町村民税所得割課税額が 529,000円以上である世帯	70,000	68,800

国基準

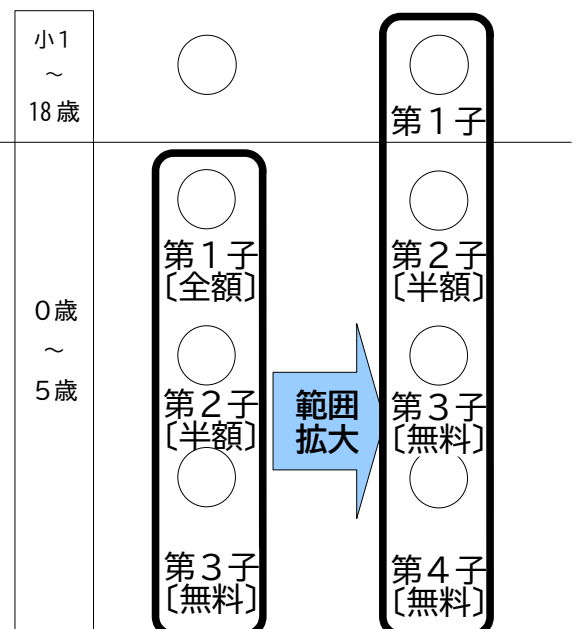
市独自の拡充策

※未就学児童で
カウント

※18歳未満の子で
カウント

教育・保育給付認定2・3号認定にかかる留意事項

- 教育・保育給付認定3号認定子どもが年度途中で3歳になった場合、認定区分は教育・保育給付認定2号認定に切り替わりますが、利用者負担額は当該年度中は3歳未満児の利用者負担額が適用されます。無償化の対象となるのは翌年度4月からです。
- ひとり親世帯や世帯内に障がい者のいる世帯の場合、上記の利用者負担額から、第3階層及び第4階層の場合は1,000円減額となります。
- 同一世帯に2人以上の児童がいる場合の軽減措置について、国の基準は小学校就学前の範囲ですが、市独自に18歳未満の範囲まで拡大して取り扱います。(右図)
- 感染症に患に伴い、医師からの指示により欠席（開所日で6日以上）した場合は、申請により欠席日数分の日割り額で利用者負担額を減免します。6日に満たない場合は対象になりません。申請方法及び詳細はその都度通所する園にご相談ください。



◎利用開始後について

入所後の「保育の必要性の認定事由」の確認

○保育施設を継続して入所するには、P 7の認定事由に該当することが必要です。入所後に、認定事由がなくなり認定取消となったときは、保育施設を退所していただきます。ただし、認定こども園に入所している2号認定（満3歳以上）は、1号認定に変更し、入所継続ができます。

○毎年、保育の必要性の認定事由の確認のため、現況届と就労状況確認書類の提出をお願いしております。必要書類の提出に応じない場合や虚偽の申請をした場合は、職権により認定を変更、または、取り消します。

入所後の各手続きについて

○入所後、変更事項が生じた場合には変更申請書類等の提出が必要です。必要な手続きについては、支給認定証交付にあわせてお知らせしています。申請書類は、こども保育課または各施設にあります。また、市役所ホームページからダウンロードもできます。

○教育・保育給付認定の変更申請の提出締切は毎月20日（閉庁日の場合は翌開庁日）までとなっておりますので、お早めにご提出ください。

○保育時間の変更は、翌月1日の切り換えとなります。なお、月途中では変更できませんので、あらかじめご了承ください。

転出について

○会津若松市を転出する場合は、転出予定日の2週間前までに、支給認定証を添えて「退所申出書」を在園する保育施設に提出してください。原則、継続入所はできません。

転園について（現在通っている保育施設から他の保育施設に移ること）

○入所後の転園につきましては、原則、年度切替時に対応します。新年度入所の一斉受付期間に「転園申込書」を在園している保育施設へ提出してください。

○転園先の保育施設の空き状況により、必ず転園できるとはかぎりません。希望保育施設を選ぶ際は、通園・通勤時間や小学校就学時のことなど十分に考慮しながら決めてください。



◎その他

○その他の保育サービス

未就学児童を対象とした保育サービスは次のとおりです。

一時的に預ける

★休日保育

日曜日や祝祭日に、保護者の就労のために児童を保育できない場合、保育施設でお預かりするサービスです。事前に保育所への登録と利用料金が必要となりますので、詳細につきましては実施施設(P 17)へお問い合わせください。

※原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもが対象となります。

★一時保育（一時預かり事業・一般型）

常日頃、保育所等を利用していない家庭の未就学児童を、保護者が仕事、病気、介護、用事などの理由により一時的に保育できない場合、保育所及び認定こども園（保育部分）でお預かりいたします。また、育児疲れ解消のためにもご利用いただけます。

利用時間は、概ね午前8時30分頃から午後5時30分頃まで、受け入れ可能年齢など各施設で異なりますので、利用方法・料金等の詳細につきましては、実施施設（P 17）へお問い合わせください。

★一時保育（一時預かり事業・余裕活用型）

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時保育を実施します。利用方法・料金等の詳細につきましては、実施施設（P 17）へお問い合わせください。

★ファミリー・サポート・センター

子育ての支援を受けたい人と手助けしたい人が会員となり、自宅での保育や送迎等の子育て支援を行います。事前に登録が必要です。【申込み先：あいづファミリーサポートセンター Tel24-2077】

★病児保育所

病気のため、保育所等に通えない児童を一時的に保育する施設です。保護者が仕事等で自宅で保育できない場合に利用できます。申込みはインターネットの「あずかるこちゃん」をご利用ください。【問い合わせ先：キッズケアにじいろ Tel23-8802, 病児保育あおぞら Tel23-8278】

★預かり保育（一時預かり事業・幼稚園型）

幼稚園・認定こども園（教育部分）でも、保護者の就労等のため、在園児の預かり保育を行います。利用方法・料金等の詳細につきましては、各施設へお問い合わせください。

親子の支援

★地域子育て支援センター

子育て家庭の親子（概ね3歳未満の児童及び保護者）を対象として、子育てに関する悩み解消のため、保育士等による育児相談を行っています。

そのほか、園庭の開放、絵本や育児書の貸し出し、園での遊びなどを通して、親と子のふれあいを深め、同じ子育てを行う親同士が情報交換や交流する場として利用できるサービスです。詳細につきましては、実施施設（P 17）へお問い合わせください。

★ホームスタート

子育て家庭の孤立感を解消するため、研修を受けたホームビジターが自宅を訪問し、相談相手になったり、一緒に育児・家事をしたりする家庭訪問型子育て支援事業です。

【申込み先：ホームスタートわかまつ Tel24-2205】

会津若松市より子育てガイドブックを
発行しました！
このページ以外の情報も盛りだくさん！
子育て中にぜひご活用ください◎

電子書籍版はこちらから⇒



○認可保育施設における各種保育サービスの実施施設一覧

施 設 名	住 所	電話番号	一時保育	利用可能 年齢	休日保育	子育て支援 センター
若松第一保育園	日新町 16-36	27-9271	○	3 か月 ～ 5 歳児	—	○
若松第三保育園	城前 9-6	27-1479	○		—	○
のぞみ保育園	中町 3-20	26-3555	○		—	○
つるが保育園	居合町 8-48	24-6334	○		—	○
会津報徳保育園	材木町一丁目 3-15	27-2805	—	—	—	○
面川報徳保育園	門田町面川館堀 74	28-0216	○	3 か月 ～ 5 歳児	—	○
すくすく園	東千石二丁目 4-15	28-4131	—	—	—	○
中央保育所	花春町 2-1	27-3370	—	—	—	○
広田保育所	河東町広田字横堀 15	75-2155	—	—	—	○
あいづ若葉こども園	湯川町 3-74	27-5195	○	満 1 歳 ～ 5 歳児	—	○
みなみ若葉こども園	門田町日吉小金井 63	27-8611	○		—	○
すがわら若葉こども園	柳原町四丁目 5-20	26-2384	○		—	○
会津慈光こども園	宝町 2-16	27-3942	○	満 1 歳 ～ 5 歳児	—	○
慈光第二こども園	東年貢二丁目 7-3	27-3114	○		—	○
認定こども園子どもの森	一箕町亀賀北柳原 42-1	22-3463	○	満 1 歳 ～ 5 歳児	—	○
認定こども園 えのき 榎 の木	千石町 8-16	32-6386	○		—	○
認定こども園北会津こどもの村幼保園	北会津町中荒井山道 4-1	23-8585	○	3 か月 ～ 5 歳児	—	○
認定こども園若松第一幼稚園	中央一丁目 1-5	22-1835	—	—	—	○
認定こども園若松第二幼稚園	日新町 8-26	27-1608	○	満 1 歳 ～ 5 歳児	—	○
認定こども園若松第三幼稚園	湯川町 3-53	27-2747	○		—	○
南町こども園	南花畑 2-7	27-1965	○	10 か月 ～ 5 歳児	—	○
どんぐり山こども園	門田町黒岩大坪 68-1	28-0772	○	3 か月 ～ 5 歳児	—	○
認定こども園こぼとらんど	町北町上荒久田石尻 107	24-5810	○	3 か月 ～ 5 歳児	—	○
ザベリオ学園こども園	西栄町 1-52	28-1514	○	1 歳 6 か月 ～ 5 歳児	—	○
とうみょう子ども園	大町二丁目 1-45	25-3636	○	1 0 か月 ～ 5 歳児	—	○
やまがみらいこども園	山鹿町 4-37	27-1647	○	3 か月 ～ 5 歳児	—	○
あいづ博愛こども園	本町 8-40	27-3636	○	3 か月 ～ 5 歳児	—	○
こぼうしこども園	滝沢町 4-26	24-9272	○	3 か月 ～ 5 歳児	—	○
リトルスターこども園	インター西 68	85-8430	★	3 か月 ～ 5 歳児	—	—
ロータス保育園	金川町 3-18	85-6893	★	3 か月 ～ 2 歳児	○	○※
さくらんぼ保育園	米代二丁目 1-10	23-7223	★	3 か月 ～ 2 歳児	在園児 のみ実施	—
若松聖愛幼稚園	馬場町 3-8	22-1777	○	満 3 歳 ～ 5 歳児	—	—

★…一時預かり事業余裕活用型

※…NPO 法人 Lotus『木育広場もくれん』【町北町大字上荒久田石尻 216】

○認可外保育施設等一覧

下記の施設は、直接、施設に申し込みをし、保育料は施設が定めた金額になります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

・認可外保育施設

施設名	住所	電話番号
プリスクール水輝	一箕町大字鶴賀字堤 2-28	37-1050
いいもり山学園	飯盛 1 丁目 2-38	93-7896
保育ばあば でこぼん	門田町徳久字竹之元 852-12	28-9085
湊しらとり保育園（ハき地保育所）	湊町大字共和字西田面 40-1	93-2010
あおいほいくえん（企業主導型保育事業）	門田町大字黒岩字石高 117-7	23-8278
リオン・ドール保育園（企業主導型保育事業）	中央 3 丁目 7-10	32-5151
アイアイキッズクラブ（企業主導型保育事業）	一箕町大字亀賀北柳原 45-1	23-8015

・子ども・子育て支援制度未移行幼稚園

施設名	住所	電話番号
富岡幼稚園	インター西 68	85-8423

○よくある質問

Q1. 共働き家庭の場合は、必ず2号認定になるのですか？

A1. 父母ともにフルタイム勤務であるなど、客観的に保育認定を受けることができる場合であっても、保護者の希望により、1号認定を受けて、預かり保育を利用することは可能です。

Q2. 保育施設は、申し込みれば必ず入所できますか？

A2. 年齢や地区によって入所しやすさに違いがあります。特に0歳から2歳の児童は、申し込みが多く、大変入所ににくい状況です。そのため、希望園を多くするなど、入所できる可能性を高くする方法をぜひご検討ください。

Q3. 今、妊娠中です。出生予定の子の入所申し込みはいつからできますか？

A3. 母子手帳が交付された時点で申し込みはできます。ただし、単年度ごとの申し込みですので、入所を希望する年月の年度の一斉受付期間（または随時受付）に申し込みしてください。

（例）令和6年10月出産予定・入所希望月が令和7年4月の場合⇒令和7年度一斉受付期間に申し込む（出生後）
令和7年4月出産予定・入所希望月が令和7年8月の場合⇒令和7年度一斉受付期間に申し込む（出生前）

Q 4. 育児休業中でも申し込みはできますか？

A 4. 育児休業中はご家庭で保育できるため、育児休業を事由とした入所申込はできません。ただし、保育施設の利用を開始した後一週間以内に仕事復帰することを条件に、就労を事由とした入所申込をすることはできます。

Q 5. 郵送による申し込みはできますか？

A 5. 郵送による受付を実施していますが、書類の記入漏れなどの補正が難しいため、できるだけ窓口での申し込みをお願いいたします。なお、締切日必着となりますので余裕をもってお申し込みください。

Q 6. 申し込み順が早いほうが有利ですか？長く入所待ちしているほど優先されますか？

A 6. 申し込みの順番や入所待ちの実績は考慮されません。保育の必要性が高い児童から入所を決定します。

Q 7. 1園だけの希望の場合優先されますか？

A 7. 入所選考は、保育の必要性が高い児童から入所を決定しますので、第1希望の人や1園のみの希望の場合が有利になることはありません。複数園で入所が可能になった場合には、最上位の希望園1園を内定とします。反対に第一希望で選考されなかった場合は、第二希望、第三希望と入所可能になるまで選考します。最終的にすべての希望保育施設で入所の調整がつかなかった場合は、入所保留となります。

Q 8. ならし保育はいつからですか？無料になりますか？

A 8. ならし保育は各施設の受入年齢到達日以降で、保護者の仕事開始日の1週間前からご利用いただけます。また、単年度ごとの申込受付のため、年度初日以前のならし保育をご希望の方は、前年度分の申し込みが別途必要になります。なお、**ならし保育期間も日割り保育料として徴収いたします。**

(例) 令和7年4月1日母仕事復帰の場合 ⇒ 令和7年3月25日からならし保育含めて入所
(※令和6年度分と令和7年度分の申込が必要)
令和7年6月1日母仕事復帰の場合 ⇒ 令和7年5月25日からならし保育含めて入所

Q 9. 転園の申請は優先されますか？

A 9. 優先されません。保育の必要性が高い児童から入所を決定します。同じ状況である場合、原則、保育施設に入所していない児童が優先されます。

Q 10. 第3希望の保育施設に入所しましたが、年度途中で第1希望の保育施設に空きが出たら転園できるのですか？

A 10. 原則、年度途中の転園はできません。また、保育施設入所後に他の園へ入園したい場合は、転園の申し込みが必要です。来年度の入所申込一斉受付期間に在園する保育施設へ転園申込書を提出してください。転園先の保育施設の空き状況により、必ず転園できるとはかぎりません。希望保育施設を選ぶ際は、通園・通勤時間や小学校就学時のことなど十分に考慮しながら決めてください。

Q 11. ひとり親家庭の保育料は無料ですか？

A 11. 子どもの保育料は世帯の市民税課税額によって決定しますので、無料とは限りません。

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
(兼保育施設利用申込書)

令和6年 11月 1日

会津若松市長（あて）

〒965-0000

保護者 住所 会津若松市 東栄町 3-46

記入例（2・3号認定）

氏名 若松 太郎

必ず連絡のつく電話番号を
ご記入ください。

連絡先電話番号（自宅・職場） 0242 - 39 - 1111

携帯（父） 090 - 1234 - 5678（母） 080 - 1234 - 5678

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。

ふりがな 児童氏名	わかまつ じろう 若松 治朗	男	個人番号 **** *	保護者 との続柄 子
令和5年1月1日現在の保護者の住所		同上		
支給認定証番号	第 号	令和5年1月1日現在		
当該児童の障がい者手帳等の有無	無			
保育の希望 の有無（※）	有：保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等（幼稚園等との併願の場合を含む。） 無：幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等との併願の場合を含む。）			

市外の方は、市町村民税課税（非課税）証明書の提出が必要となる場合があります。
P11をご確認ください。

「有」の場合は、特別児童扶養手当証書の写し、身体障害者手帳の写し、療育手帳等の写しのいずれかを添付してください。

※「有」を○で囲んだ場合は①～④及び別表に、「無」を○で囲んだ場合は①～③に必要事項を記入してください。

別世帯でも同一住所の方は、世帯員として
氏名等をご記入ください。

氏名	生 年 月 日	性別	職業又は学校名等	個人番号	備 考
若松 太郎	昭和 53年 8月 10日生	男	〇〇工業(株)	**** *	
若松 花子	昭和 57年 3月 3日生	女	□□(有)	**** *	
若松 一朗	令和 2年 6月 6日生	男	△△保育園	**** *	
	年 月 日生	男・女			
	年 月 日生	男・女			
■適用無し □適用有り (年 月 日保護開始)					
□ひとり親家庭 □障がい児(者)のいる世帯					

該当する場合は、証明書類を添付して
ください。
詳しくはP11をご確認ください。

② 税情報等の提供に当たっての署名欄

市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示すること

保護者の方が必ず署名してください。

保護者氏名 若松 太郎

③ 利用を希望する期間、希望する施設名

利用希望期間	令和7年 10月 25日から	年 月 日まで
■ 小学校就学前まで		
施設名及び希望理由	△△保育園 (希望理由) 兄が利用しているため	利用決定施設
	(希望理由)	教育・保育給付認定有効期間
	(希望理由)	～
	(希望理由)	
	(希望理由)	

ならし保育を含めた日付で
ご記入ください。
ならし保育は、最長で復職日
1週間前（カレンダーの1つ
上）からです。

※月初めの入所希望の場合、
休日・祝日にかかわらず1日
付けの入所となります。

希望園は、通園・通勤時間や小学校就
学時のことなどを十分に考慮しながら
必ず通える範囲で決めてください。
なお、入所を希望しない園は記入しな
いください。

④ 保育の利用を必要とする理由

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する

勤務条件や家庭の事情等により、保育必要量が不足・過分する場合は、状況等を記入してください。

保育の利用を必要とする理由	保護者	保 育 を 必 要 と す る 理 由		
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 保護者の疾病・障がい ☐ 同居親族の介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学・職業訓練 ☐ その他（ ） (具体的な状況等など)		
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 保護者の疾病・障がい ☐ 同居親族の介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学・職業訓練 ☐ その他（ ） (具体的な状況等など)		
希望する利用時間等	利用曜日 月・火・水・木・金・土	利用時間 8時から 18時まで	保育必要量 保育標準時間 (11時間) ・ 保育短時間 (8時間)	

利用曜日は勤務日等と同じくしてください。

利用時間は、通勤時間と勤務時間等を合算し、記入してください。

事 由 内 容	※該当するところを○で囲む又は記入してください。	指 数
・ 8時間以上 ・ 7時間以上 ・ 6時間以上 ・ 4時間以上		
・ 6時間以上 ・ 4時間以上		
・ 6時間以上		
の状況		
居宅内	目 営 本 人 ・ 協力者	
内 職	自営・農業 本 人 ・ 協力者	
求 職 活 動	8時間以上 ・ 4時間以上	
就 学	就職先内定 ・ 就職先未定	
	学校、専修学校 ・ 職業訓練学校	
母の状況		
居宅外	月20日以上 正職員 ・ 8時間以上 ・ 7時間以上 ・ 6時間以上 ・ 4時間以上	
	月16日以上 8時間以上 ・ 6時間以上 ・ 4時間以上	
	月12日以上 8時間以上 ・ 6時間以上	
自 営	本 人 ・ 協力者	
居宅内	自営・農業 本 人 ・ 協力者	
内 職	8時間以上 ・ 4時間以上	
求 職 活 動	就職先内定 ・ 就職先未定	
就 学	学校、専修学校・職業訓練学校 (年 月 日～ 年 月 日)	
出		
疾病・介護看護	患者 療 養 状 況 入院 (病院名) ・ 自宅療養 ・ 通院	
	障 害 療 養 状 況 入院 (病院名) ・ 自宅療養 ・ 通院	
災害	火 災 ・ 風水害 ・ 地震 ・ その他 (発生日 年 月 日)	
児童虐待・DV	児童虐待 ・ 配偶者からの暴力	
調整指数	ひとり親家庭 ・ 生活保護 ・ 生計中心者の失業 ・ 児童虐待 ・ DV ・ 障がい児 ・ 復職	
	兄弟姉妹同時 ・ 地域型卒園児 ・ 再入所 ・ 区分変更 ・ 転園 ・ 同居親族 ・ その他	

※この欄はご記入不要です。

※市記載欄

合 計

利用の経過	利用決定施設	利 用 期 間	認定の経過	認 定 区 分	保育必要量	認定理由	教育・保育給付認定有効期間
		～		1号・2号・3号	標準・短		
				交付年月日	・ ・		
		～		1号・2号・3号	標準・短		～
				交付年月日	・ ・		
		～		1号・2号・3号	標準・短		～
				交付年月日	・ ・		
		退所年月日		退 所 理 由		1号・2号・3号	標準・短
	年 月 日			交付年月日	・ ・		～

別表（第2条関係）

健康・家族状況等申告書

※本申告書はお子様の入所申し込みをする上で、必要な事項ですので、全て記入し提出ください。
※該当箇所を○で囲んでください。
※申告書の内容は入所が見込まれる保育所等に連絡することがありますので、ご了承ください。

児童氏名	若松 治朗 (男・女)
生年月日	令和 5 年 7 月 1 日生
現在の年齢	1 歳 4 ヶ月
現在の身長・体重	80 c m/ 10 kg

児 童 の 健 康 状 況	出生時体重	2980 g	分娩時の状況 (正常) ・ 帝王切開 ・ 吸引 ・ かんし ・ 仮死) 出生時の異常 (なし) ・ あり) 保育器使用の日数 (日間)				
	妊娠期間	40 週 2 日					
	大きな病気・けが	なし ・ あり (ありの方は以下に記入してください)					
	病 名	肺炎		病院名	〇〇総合病院 入院期間 1週間		
	発症年齢 (又は年月日)	令和6年10月頃		経過観察の頻度	0 回/		
	食物アレルギー	なし ・ あり 食品の種類 (卵)					
	食物以外のアレルギー	なし ・ あり ハウスダスト アトピー体質 なし ・ あり					
	病 歴	熱性けいれん ・ ぜんそく ・ 腎炎 ・ 川崎病 ・ その他 ()					
	健康診査の結果	1か月	4か月	9～10か月	1歳6か月	3歳6か月	
	言 葉	まだ 単語中心 ・ 二語文はなす ・ 会話が出来る ・ 発音不明瞭 ・ オウム返し					
障 が い	(なし) ・ あり 障がい名又は診断名 ()						
	手帳名及び級 (度) 特別児童扶養手当認定 なし ・ あり						
【お子様の健康や発育について、現在、気になることがありましたら記入してください。】 特になし。							

家 庭 等 の 状 況	祖 父 母 状 況	父方	祖父の氏名	若松 源一 (66 歳)	職 業	無 職	(住所) 会津若松市〇〇町1-3
			祖母の氏名	若松 美子 (60 歳)		無 職	
		母方	祖父の氏名	死別 (歳)	職 業		(住所) 喜多方市△△町字〇〇55
			祖母の氏名	会津 若子 (56 歳)		会社員	
	保育できない理由		父方の祖父は障がいがあり祖母が介護しているため、母方は仕事をしているため保育できない。				
	兄 弟 姉 妹	兄弟姉妹の氏名		若松 一朗 続柄 (兄)	△△ 保育園・幼稚園に在園・入園 (予定)		
		兄弟姉妹の氏名		続柄 ()	保育園・幼稚園に在園・入園 (予定)		
	今 の 保 育	・家族 (母) ・ 父 ・ 祖母 ・ 祖父 ・ その他 () ・ 仕事に同伴					
		・幼稚園 () ・ 他の保育施設 () ・ その他 ()					
		主な送迎者 (母) (父) ・ 祖母 ・ 祖父 ・ その他 ()					
送 迎	送迎方法 (自家用車) ・ バス ・ 自転車 ・ 徒歩					迎えの時間	18 時頃

記入上の注意

この教育・保育給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ、市長（施設を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

（表面）

- 1 「児童氏名」にはふりがなを付し、「生年月日、個人番号、続柄（例：子）」を記入のうえ、「男・女」は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「連絡先電話番号」については、連絡のつきやすいところを記入してください。
- 3 「支給認定証番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定を受けている場合は、当該児童に係る支給認定証番号を記入してください。
- 4 「当該児童の障がい者手帳等の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 ①「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入してください。）及び同居している親族等の全員を記入するとともに、「生年月日、個人番号」を記入、「性別」欄は当該するものを○で囲んでください。また、利用者負担額の決定のために必要な書類をあわせて添付してください。「生活保護の適用の有無」又は「家庭の状況」の欄は、該当する□にチェック及び該当箇所に記入してください。
- 6 ②「税情報等の提供に当たっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名してください。
- 7 ③「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設の利用を希望する期間を記入してください。（「保育の希望の有無」の欄で、「有」を○で囲んだ場合は、保育の利用が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。）
- 8 ③「利用を希望する施設名」の欄は、希望する順位に従い施設名を記入し、また、その施設を希望する理由（例えば、既に兄弟姉妹が利用しているため、延長保育（預かり保育）を実施しているため、自宅から近いため等）を記入してください。

（裏面）

- 9 裏面の④「保育の利用を必要とする理由等」の欄及び別表は、表面の「保育の希望の有無」の欄で、「有」を○で囲んだ場合に記入してください。（「無」を囲んだ場合は記入の必要はありません。）
- 10 保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合は児童の面倒を見ている者）が次のいずれの事由に該当する場合です。
 - (1) 就労 1月において、64時間以上の家庭外労働又は家庭労働（日常の家事以外）することを常態としており、児童の保育ができない場合
 - (2) 妊娠・出産 児童の保護者が出産前後のため、その児童の保育ができない場合
 - (3) 疾病・障がい 児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがあり、その児童を保育できない場合
 - (4) 介護・看護 児童の家庭に介護が必要な高齢者や長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
 - (5) 災害復旧 火災や、風水害や地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、その児童の保育ができない場合
 - (6) 求職活動 児童の保護者が求職活動（起業準備を含む。）を行っているため、その児童の保育ができない場合
 - (7) 就学 児童の保護者が就学（職業訓練を含む。）のため、その児童の保育ができない場合
- 11 ④「保育の利用を必要とする理由」の欄は、表面の①「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、同居又は別居している保護者ごとに、児童を保育できない理由を9に掲げる(1)から(7)の事由に該当するかを判断して、該当する□にチェックし、その具体的な状況（その理由に付随する特殊事情がある場合）について、同欄に記入してください。(1)から(7)の事由以外で児童を保育できない理由がある場合は、「その他」にチェックし、内容を（ ）に記入してください。なお、保育の利用を必要とする事由を証する書類を必ず添付してください。
- 12 「希望する利用時間等」の欄には、利用時間を記入し、利用曜日と保育必要量は該当する箇所を○で囲んでください。
- 13 「保育の必要性の事由内容」は、添付した事由を証する書類から該当する箇所を○で囲むか又は記入してください。
- 14 「別表の健康・家族状況等申告書」は、児童を保育するために必要な確認事項ですので、もれなく記入してください。

【 よい保育施設の選び方 十か条 】

(厚生労働省ホームページより)

- ① まずは情報収集を
 - ・ 市区町村の保育担当課で、情報の収集や相談をしましょう。
- ② 事前に見学を
 - ・ 決める前に必ず施設を見学しましょう。
- ③ 見た目だけで決めないで
 - ・ キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう。
- ④ 部屋の中まで入って見て
 - ・ 見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう。
- ⑤ 子どもたちの様子を見て
 - ・ 子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう。
- ⑥ 保育する人の様子を見て
 - ・ 保育する人の数が十分か、聞いてみましょう。
 - ・ 保育士の資格をもつ人がいるか、聞いてみましょう。
 - ・ 保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう。
 - ・ 保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう。
- ⑦ 施設の様子を見て
 - ・ 赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう。
 - ・ 遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう。
 - ・ 陽あたりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう。
 - ・ 災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう。
- ⑧ 保育の方針を聞いて
 - ・ 園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう。
 - ・ どんな給食が出されているか、聞いてみましょう。
 - ・ 連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう。
- ⑨ 預けはじめてからもチェックを
 - ・ 預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう。
- ⑩ 不満や疑問は率直に
 - ・ 不満や疑問があったら、すぐに相談してみましょう。誠実に対応してくれるでしょうか。